

平成23年1月 日

(案)

産業構造審議会 知的財産政策部会 商標制度小委員会「特許法改正検討項目の商標法への波及について(案)」及び「商標権消滅後1年間の他人の商標登録排除規定の見直しについて(案)」に対する意見

日本商標協会 法制度研究部会

「特許法改正検討項目の商標法への波及について(案)」

(意見)

今回のように特許法改正に伴い、商標法への波及を検討することは歓迎するが、特許法の改正により直ちに商標法を改正する必要はない。商標法の見地から検討すべきである。取り分け、商標法に対する影響を考慮することなしに、四法横並びで、特許法第104条の3導入の際に商標法に準用されてしまったこと、及び、商標法第78条の2が新設されてしまったことは遺憾である。

I. (1) 侵害訴訟の判決確定後の無効審判等による再審の取扱い、及び、(2) 無効又は取消しの審判の確定審決の第三者効の在り方について

(意見)

特に反対はしない。しかし、(1)について再審の制限をする一方、(2)について第三者効を廃止することは矛盾するのではないか。

(理由)

(1)は、再審による紛争の蒸し返しを防止することを目的としているにも拘らず、(2)は、第三者効を廃止することによって、同一の事実及び同一の証拠に基づく審判手続きの繰り返いを認めるものである。

I. (3) 審決等の部分確定の在り方について

(意見)

特に反対はしない。

14頁下から7行目に「その請求は、全体として一つの事件を構成する」とある。そうであれば、不使用に基づく取消審判において、区分ごとの手数料体系を見直すべきではないか。

II. ユーザーの利便性向上

(1) 存続期間の更新登録申請期間経過後における商標権の回復規定等の見直し

(意見)

商標制度における権利の回復規定(商標法第21条)の見直しに当たって、要件中、「その責めに帰することができない理由」及び「その理由がなくなった日から14日以内」の双方について、特許制度と同一に見直すことに反対する。

(理由)

そもそも回復された商標権は、どの程度存在するのかが不明である。

商標の場合、特許と異なり、再出願することが可能である。

今回意見募集されている商標法第4条第1項第13号の見直しとの関連において、回復規定を

見直す必要はない。

(2) 商標法における特許庁長官位よる博覧会指定制度の見直し

(意見)

特に反対はしない。

Ⅲ. 意見募集されなかったテーマについて

意見募集の対象ではないので、別途、意見書を提出するが、以下、結論のみ述べる。

① 「特許等料金の見直し」

上述したとおり、不使用に基づく取消審判の手数料は減額すべきである。

② 「登録異議申立て制度の見直し」

付与前異議制度の採用を検討すべきである。

「商標権消滅後1年間の他人の商標登録排除規定の見直しについて(案)」

(意見)

商標法第4条第1項第13号は廃止すべきである。

存続期間満了後1年の経過後、査定時における商標権存続の有無を確認した上で、審査を進めることに反対し、存続期間満了後半年の倍納期間を経過後、直ちに審査を進めるべきである。

なお、仮に本号を廃止せず改正するのであれば、後願の同一又は類似の商標を登録できる要件としては、「異議申立ての決定や、無効審判若しくは取消審判の審決の確定又は申請による放棄によって先行商標の商標権が消滅した場合」のみならず、先行商標の商標権者による不使用であることの証明書等、不使用状態が客観的に明らかな場合を広く認めるべきである。

(理由)

倍納期間の半年経過後、さらに半年の商標権回復期間を待つ必要がない。

不使用商標の存続期間満了から常に1年経過を待つことは、優先権主張期間を待たずに出願から半年を経過する前に審査がなされていることと整合しない。

以上